

新潟市内農業再生協議会水田台帳システム導入業務 仕様書

業務名

新潟市内農業再生協議会（新潟市北区農業再生協議会、新潟市亀田郷農業再生協議会、新潟市秋葉区農業再生協議会、新潟市南区農業再生協議会、新潟市西区農業再生協議会、西蒲区農業再生協議会）水田台帳システム導入業務

1 業務目的

新潟市内農業再生協議会（以下「甲」という。）では、米の需給調整と経営所得安定対策に係る各種申請手続き等を行うため、水田台帳システム（以下「既存システム」という。）を導入し、運用している。既存システムはハードウェア保守（サーバ）やソフトウェア保守管理業務等のサービス提供が令和8年度で終了することから、新たなシステム（以下「新システム」という。）の構築が必要となった。今後も継続して、農家及び農地データ管理の正確性及び安全性の確保と、米需給調整並びに経営所得安定対策に係る業務の効率化を図ることを目的に、新システムを構築することとする。

2 業務の範囲

受注者（以下「乙」という。）が履行すべき業務範囲は、以下のとおりとする。

- 1) 「【様式2-6】機能等確認表」に示す新システムの構築またはパッケージシステムの提供を行う。
- 2) ソフトウェアの推奨環境について、「ソフトウェア構成仕様書」を提出するものとする。尚、ハードウェア等の調達が必要な場合は提出された仕様書に基づき、農業再生協議会ごとに任意の方法で調達する。
- 3) 農業再生協議会ごとで用意するハードウェア上で利用可能なシステムを提供する。また、クライアント及びネットワーク環境の設定を行い、システム環境を構築する。
- 4) 既存システムのデータを新システム上に移行し、移行したデータが正常に動作することを確認する。その結果、問題が発生した場合は、原因の究明を行い、原因が移行前データに起因するものではない場合は、速やかに問題の解決を行い、原因の報告を行うこと。
- 5) 新システムに移行するデータは令和8年度実績データとし、新システムが稼働する日において、令和8年度実績データを基に年度更新を行った令和9年度向けデータをセットするものとする。
- 6) 営農計画書の印刷については、甲が示した様式で印刷し納品する。（別紙1「営農計画書様式」）

仕様：4枚複写、15インチ×11インチ

データ数（令和8年4月7日現在データ）

農業再生協議会名	農家データ	農地データ	営農計画書の印刷枚数	営農計画書の白紙枚数	面積
新潟市北区	4,300件	46,124件	4,900枚	100枚	107.61 km ²
新潟市亀田郷	5,018件	51,308件	5,300枚	100枚	151.80 km ²
新潟市秋葉区	3,882件	43,567件	4,600枚	100枚	95.38 km ²
新潟市南区	3,721件	41,173件	4,400枚	200枚	100.91 km ²
新潟市西区	2,802件	46,055件	4,500枚	100枚	94.00 km ²

西蒲区	5,882 件	84,580 件	8,480 枚	1,500 枚	176.57 ㎡
-----	---------	----------	---------	---------	----------

- 7) 新システム導入後においては、安定してシステムを運用させるために、運用保守に関わるサポートを実施し、問題が発生した場合には速やかに対応する。
- 8) データの破損や不慮の事故に備えてバックアップを定期的に自動で行う。
- 9) セキュリティについては、非常に重要な位置づけのものであり、盗難や漏洩のないことはもちろん、データやシステムに影響を及ぼすコンピューターウイルスに対しても必要な対策を実施するものとする。
- 10) 操作研修については、乙が用意した操作マニュアルを利用して、稼働前に対面の実践形式で行うこととする。また、研修で使用するテストデータについては、移行が完了した本番データとする際は、研修が終了した時点において、乙が、研修前の状態に戻すこととする。

3 納入について

納入に関しては、以下の要件に従い、確実に実施するものとする。

- 1) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日 まで

※契約締結日から令和9年3月31日までをシステム構築期間とし、令和9年4月1日から本格運用を開始する。本格運用開始後、システムの利用は5年間の継続を予定しているが、業務委託の成果を考慮したうえで、別途契約年度単位のソフトウェアの賃貸借及びシステムの運用保守に関する契約を農業再生協議会ごとに締結する。

- 2) 納入スケジュール

別紙2「納入スケジュール」の通り

- 3) 納入物件

- ①実施計画書（実施体制表、工程表を含む）：書面及び電子データ
- ②水田台帳システム一式（システム及び運用に必要なアプリケーション、ミドルウェア等）
ライセンス数：21（LGWAN 端末 PC：17 インターネット端末 PC：4）
- ③ソフトウェア一式
（クライアント及びネットワーク機器を含む周辺機器等）に係る構成仕様書：書面
- ④操作マニュアル：書面 21 部及び電子データ
- ⑤打合せ議事録：書面及び電子データ
- ⑥ネットワーク設定書：書面及び電子データ
- ⑦ネットワーク構成図：書面及び電子データ

- 4) 納入場所

「別紙3 水田台帳システム設置予定一覧表」のとおり

4 システム構築について

システムの導入にあたって、システムの開発及びシステムのカスタマイズが必要な場合は、以下の要領に従い開発及びカスタマイズ作業を実施する。尚、農業再生協議会ごとの要求事項が確実に反映されることを確認するため、プログラムの制作またはカスタマイズ作業の前に設計書を農業再生協議会ごとに提示し、承認を得るものとする。

1) 管理責任者の選任

乙は、開発業務全体を管理する担当者（開発管理者）と責任者（開発責任者）を選任し、品質の維持管理に努める。また、制作メンバー及びネットワーク技術者を含めた体制表を甲に提出する。

2) スケジュール管理

乙は、実施計画書として納入する工程表とは別に、開発及びカスタマイズ作業の進捗を管理するスケジュール表を作成し、甲に対し定期的に進捗の報告を実施する。

3) 設計作業

農業再生協議会ごとの要求事項を、システム設計書またはカスタマイズ設計書として取りまとめ、甲の承認を得ること。また、完成した設計書は、納品物件とする。

4) 開発環境

システムの開発並びにカスタマイズを行う環境は乙が用意し、また、必要な資源においても乙の保有する資源を利用すること。尚、作業場所については乙の事務所または乙の用意した事務所とする。

5) 仕様打合せ

仕様の打合せには、開発責任者が必ず立ち会うものとし、打ち合わせ日程や場所については、農業再生協議会ごとに調整して決定すること。また、打ち合わせ内容については、議事録を作成して甲の承認を得ること。

6) 法令改正等への対応

本業務は、経営所得安定対策等の制度に対応した業務であり、導入するシステムについても制度に対応していなければならない。よって、納品前に制度改正等が発生した場合には、制度改正内容に対応したシステムを納品すること。

7) システムの導入について

本システムを導入するにあたっては、実施計画に記載された体制において、同工程表に従って実施するものとする。尚、体制や工程表の見直しが必要となった場合は、速やかに各農業再生協議会と調整の上、改訂版の提出を行う。また、外部に工事の委託等が発生する場合は、各農業再生協議会の了承のもと、乙が全ての調整を行うこととする。

5 システムの保守について

稼働後に発生するシステムの保守については、本業務の履行期間の調達範囲で実施することとする。

- 1) 甲からのシステムに関する問い合わせについて、速やかな対応を行う。尚、回答は、統一的な書式を用いた書面によって実施すること。
- 2) システムの故障・障害に対しては、各農業再生協議会からの要請に基づき、迅速に復旧対応を実施する。また、現地訪問保守については、障害発生時から4時間以内に行うこと。ただし、甲が認めた場合はこの限りではない。実施した障害の対応については、内容、原因、対応結果、担当者等記述した、統一的な書式を用いた書面によって報告を行うこと。

- 3) 制度改正によるシステム改修や、利用面・運用面から考慮された標準システムのレベルアップについても、業務の範囲として実施すること。尚、実施する内容に対しては、農業再生協議会ごとに書面にて連絡の上、適応日時等の調整を行うこと。
- 4) 障害対応、システム改修、レベルアップにおいて、利用方法や運用方法に差異が生じた場合は、対応するマニュアルの改訂を実施すること。
- 5) 対応した保守作業については、障害対応、問合せ対応、システム改修、レベルアップ作業の区分が分かるように報告書（台帳）を作成し、年に1回報告すること。尚、保守作業の都度提出した書面については、再提出の必要はない。

6 特記事項

本業務は、農業者の個人情報を扱う業務であり、導入作業及び保守作業を行うにあたっては、セキュリティ対策を十分に講じること。尚、乙はセキュリティ対策が十分に行える体制を整えること。

7 見積書の内容

見積書の内容に関しては、以下のとおりとする。

1) システム導入費用

システム開発費用またはパッケージ費用、オプション製品及びシステムカスタマイズ費用、データ移行費用・システム動作環境設定費用・ネットワーク設定費用等の導入費用・操作研修費用とする。

2) 水田台帳システム運用に必要なソフトウェア費用

水田台帳システム運用に必要なミドルウェアやランタイム、その他水田台帳システム運用に必要なソフトウェア等の費用とする。

3) 維持管理費用

本システムを運用するために必要な、令和9年度以降の1年度当たりのシステム運用・保守費用とする。

4) その他の費用

上記に含まれない費用項目がある場合は、その費用を見積もること。

8 その他の事項

本仕様書の記載にない事項については、別途甲乙協議の上、決定する。

令和 年度 水稲生産実施計画書・営農計画書

水稲共済		標準単収	住所				参加認定方針作成者	農協名	地区名	集落名	農家番号	フリガナ		印																			
区分	組合員コード											氏	名																				
電話																																	
農地番号	土地の所在地								台帳面積	本地面積	水稲作付(共済引受)面積	作物等及び共済異動内容						不作付		貸借の状況		転換年度	水稲作付地域化最終年	備考									
	市町村	大字	小字	記号	本番	枝番	枝々番	特				地目	作物名・共済異動内容	品多販	種収売の	実施面積	積年	同地化番号	汎用	生産組織番号	水田区分				初年	3年後	形態	貸出人名	期間	年月日			
									m	m	m																						
頁 小 計																																	

合計	水田筆数 ①	経営水田面積 ②	水稲作付面積 ③	加工用米等作付面積 ④	主食用水稲作付面積 ⑤=③-④	一般転作面積 ⑥
	筆	m	m	m	m	m

認定方針作成者	主食用水稲生産目安面積 a	目安面積調整 b	修正目安面積 c = a ± b
	m	m	m

加工用米等	加工用米 (袋/30kg)		備蓄米 (上段:数量) (下段:面積)	新規需要米 (上段:数量) (下段:面積)				その他
	種類	袋/30kg		換算面積(m ²)	米粉用米	飼料用米	輸出用米	
うるち			袋/30kg	袋/30kg	袋/30kg	袋/30kg	袋/30kg	袋/30kg
もち								
加工用米換算面積計			m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

主な出荷先等	数量(kg)

メモ

助成金振込先			
金融機関等	支店	種目	口座番号

(1枚目 地域協議会提出用)

認定方針参加先の代表者 様
地域農業再生協議会長 様
新潟市長 様

個人情報及び助成金の取扱いについて

私は、水稲生産実施計画書・営農計画書等を提出するにあたり、下記の事項について承諾します。

記

- 1 水稲生産実施計画書・営農計画書兼水稲共済耕地等明細書の記載内容、新潟市が整備した水稲台帳並びに助成金の助成要件を確認するために必要な証拠書類等に含まれる情報、耕作または所有する農地情報、新潟市内の農業委員会が保有する農業者台帳、農地台帳などに含まれる情報（以下「個人データ」と言う）について、以下の必要な範囲において、ほかの関係機関*が利用すること。
なお、③に限り、ほかの関係機関だけでなく耕作または所有する農地の所在する地域が個人データ（氏名、住所、農地の所在地に限る）を利用すること。（地域計画及び農地の集積・集約化の話し合いを行う地域が利用する場合に限る）
 - ① 国、県、市が行う各種補助金及び助成金等（以下「助成金等」と言う。）の交付等に係る事務
 - ② 地域農業再生協議会における需要に応じた米生産・販売に係る事務
 - ③ 市または地域の農業者が実施する地域計画及び農地の集積・集約化についての話し合いに係る事務
 - ④ その他助成金等の交付等に係る事務及び需要に応じた米生産・販売の円滑な遂行に必要な情報
- 2 地域農業再生協議会が各種計画書に定められた助成金の計算方法に従って助成金を計算すること。
- 3 地域農業再生協議会が各種計画書に記載された助成要件を満たすことを確認するために必要な書類を求めに応じて提出すること。
- 4 地域農業再生協議会が行った助成要件等の確認結果に基づき、私が提出した水稲生産実施計画書・営農計画書兼水稲共済耕地等明細書の内容を訂正すること。
- 5 助成金の交付を受けた後であっても、私が助成要件を満たさなかったことが明らかになった場合には、助成金の返還に応じること。
- 6 「水稲共済突合基礎面積」について、私の水稲共済引受面積と突合すること。
- 7 新潟市単独補助事業の補助金等の交付申請、請求及び受領に関する権限ならびに返還に関する事務を農業協同組合等認定方針作成者に委任すること。

*ほかの関係機関とは、新潟市に関する国、都道府県、市町村、地域農業再生協議会、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農業協同組合連合会、農業協同組合、土地改良区、農地利用改善団体、農地中間管理機構、普及指導センター、青年農業者等育成センター、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農業者年金基金、農業経営相談所、認定方針作成者等のこと。



令和 年度 水稲生産実施計画書・営農計画書 兼 水稲共済耕地等明細書

水稲共済		標準単収	住所							参加認定方針作成者	需要に応じた米生産・販売の推進の実施状況確認のため水稲共済耕地等明細書の記載事項を、市町村等の関係機関へ提出することを承諾します。	地区名	集落名	農家番号	フリガナ																	
区分	組合員コード														氏名	フリガナ																
農地番号		土地の所在地							地目	水稲作付(共済引受)面積	作物等及び共済異動内容						不作付		貸借の状況		転換年度	水稲作付最終年	収量等級	備考								
市町村	大字	小字	記号	本番	枝番	枝々番	特	台現	台帳面積	本地面積	水稲作付(共済引受)面積	作物名・共済異動内容	品多	販売の有無	実施面積	植年	同地化番号	汎用	生産組織番号	水田区分	初年	3年後	形態	貸出人名	期間	年月日						
									m	m	m				m																	
頁小計																																

合計	水田筆数 ①	経営水田面積 ②	水稲作付面積 ③	加工用米等作付面積 ④	主食用水稲作付面積 ⑤=③-④	一般転作面積 ⑥
	筆	m	m	m	m	m

記認定方針作成者欄	主食用水稲生産目安面積 a	目安面積調整 b	修正目安面積 c = a ± b
	m	m	m

加工用米等	加工用米 (袋/30kg)		備蓄米 (上段:数量) (下段:面積)	新規需要米 (上段:数量) (下段:面積)				その他
	種類	袋/30kg	換算面積(m ²)	袋/30kg	袋/30kg	袋/30kg	袋/30kg	袋/30kg
	うるち							
	もち							
	加工用米換算面積計			m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

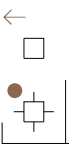
主な出荷先等	数量(kg)

メモ

助成金振込先			
金融機関等	支店	種目	口座番号

(2枚目 農業共済組合提出用)

R8.1
新潟市
201C



水稲共済耕地等明細書を提出するにあたり、以下の個人情報の取扱いを必ずお読みいただき、内容を御確認・御了解くださいますようお願いいたします。

個人情報の取り扱い

組合は、農業保険法に基づき組合運営を行っています。組合員の個人情報につきましては、個人情報保護法等に基づき「個人情報保護方針」等を定め、適切に利用するとともにその安全管理に努めています。

1 個人情報の取得・利用目的について

組合では次の目的に必要な個人情報を適正な手段で取得し、利用します。

- (1) 組合員本人への共済事業における引受及び損害評価、共済金等の支払い
- (2) 組合員本人への損害防止活動等の生産支援、防除費等の精算
- (3) 組合員本人への共済事業における加入推進

2 個人情報の管理について

組合では、組織的、人的、技術的セキュリティとして下記のような措置を講じております。

(1) 組織体制の整備

個人情報の管理責任の明確化、取り扱いに関する規程・基準などの整備、苦情処理への対応等、組織として個人情報の適切な管理を行うための措置

(2) 役職員及びNOSA I関係者の管理

役職員はもちろんのこと、職務上、組合員個々の情報を知り得る立場にあるNOSA I関係者に対して守秘義務の徹底の措置

(3) 技術的管理

外部からの不正アクセスができないシステムの措置

(4) 外部委託業者の管理

新規契約時の機密保持契約、委託した業務が適切に行われていることの監督等の措置

3 個人情報の外部への提供について

組合では次の場合を除いて、個人情報を外部に提供することはありません。

- (1) 組合員本人が外部に提供することを同意されている場合
- (2) 法令により例外として扱われるべき場合
- (3) 利用目的の達成に必要な範囲内において、関係機関との共同利用

4 お問い合わせについて

ご本人の加入内容や、共済金の支払い内容に関する問い合わせにつきましては、下記までご連絡下さい。その際、ご本人であることを確認させていただきます。

新潟県農業共済組合 企画管理課 電話 025-288-6888

〔受付時間〕 8:30～17:15 (月～金)

※なお、組合ではホームページにて情報の開示を行っております。詳細につきましてはそちらもご覧ください。

ホームページのアドレス <https://www.nosai-niigata.or.jp/>

令和7年4月 新潟県農業共済組合

令和 年度 水稲生産実施計画書・営農計画書

水稲共済		標準単収	住所							参加認定方針作成者	農協名	地区名	集落名	農家番号	フリガナ																		
区分	組合員コード		電話												氏	名																	
農地番号	土地の所在地								台帳面積	本地面積	水稲作付(共済引受)面積	作物等及び共済異動内容							不作付		貸借の状況		転換年度	水稲作付地域化最終年	備考								
	市町村	大字	小字	記号	本番	枝番	枝々番	特				台	現	作物名・共済異動内容	品	販	実	積	年	同	汎	生				水	不	初	3	形	貸	期	年
									m	m	m																						
頁小計																																	

合計	水田筆数 ①	経営水田面積 ②	水稲作付面積 ③	加工用米等作付面積 ④	主食用水稲作付面積 ⑤=③-④	一般転作面積 ⑥
	筆	m	m	m	m	m

認定方針作成者	主食用水稲生産目安面積 a	目安面積調整 b	修正目安面積 c = a ± b
	m	m	m

加工用米等	加工用米 (袋/30kg)		備蓄米 (上段:数量) (下段:面積)	新規需要米 (上段:数量) (下段:面積)				その他
	種類	袋/30kg		換算面積(m ²)	米粉用米	飼料用米	輸出用米	
うるち			袋/30kg	袋/30kg	袋/30kg	袋/30kg	袋/30kg	袋/30kg
もち								
加工用米換算面積計			m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

主な出荷先等	数量(kg)

メモ

助成金振込先			
金融機関等	支店	種目	口座番号

(3枚目 認定方針作成者提出用)

認定方針参加先の代表者 様
地域農業再生協議会長 様
新潟市長 様

個人情報及び助成金の取扱いについて

私は、水稲生産実施計画書・営農計画書等を提出するにあたり、下記の事項について承諾します。

記

- 1 水稲生産実施計画書・営農計画書兼水稲共済耕地等明細書の記載内容、新潟市が整備した水稲台帳並びに助成金の助成要件を確認するために必要な証拠書類等に含まれる情報、耕作または所有する農地情報、新潟市内の農業委員会が保有する農業者台帳、農地台帳などに含まれる情報（以下「個人データ」と言う）について、以下の必要な範囲において、ほかの関係機関*が利用すること。
なお、③に限り、ほかの関係機関だけでなく耕作または所有する農地の所在する地域が個人データ（氏名、住所、農地の所在地に限る）を利用すること。（地域計画及び農地の集積・集約化の話し合いを行う地域が利用する場合に限る）
 - ① 国、県、市が行う各種補助金及び助成金等（以下「助成金等」と言う。）の交付等に係る事務
 - ② 地域農業再生協議会における需要に応じた米生産・販売に係る事務
 - ③ 市または地域の農業者が実施する地域計画及び農地の集積・集約化についての話し合いに係る事務
 - ④ その他助成金等の交付等に係る事務及び需要に応じた米生産・販売の円滑な遂行に必要な情報
- 2 地域農業再生協議会が各種計画書に定められた助成金の計算方法に従って助成金を計算すること。
- 3 地域農業再生協議会が各種計画書に記載された助成要件を満たすことを確認するために必要な書類を求めに応じて提出すること。
- 4 地域農業再生協議会が行った助成要件等の確認結果に基づき、私が提出した水稲生産実施計画書・営農計画書兼水稲共済耕地等明細書の内容を訂正すること。
- 5 助成金の交付を受けた後であっても、私が助成要件を満たさなかったことが明らかになった場合には、助成金の返還に応じること。
- 6 「水稲共済突合基礎面積」について、私の水稲共済引受面積と突合すること。
- 7 新潟市単独補助事業の補助金等の交付申請、請求及び受領に関する権限ならびに返還に関する事務を農業協同組合等認定方針作成者に委任すること。

*ほかの関係機関とは、新潟市に関する国、都道府県、市町村、地域農業再生協議会、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農業協同組合連合会、農業協同組合、土地改良区、農地利用改善団体、農地中間管理機構、普及指導センター、青年農業者等育成センター、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農業者年金基金、農業経営相談所、認定方針作成者等のこと。



別紙2 納入スケジュール
水田台帳システム入替スケジュール

工程	R8年度												R9年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
1 契約													
2 データ移行テスト													
3 本番データ移行													
4 新システムプレ稼働													
5 営農計画書印刷													
6 営農計画書配布回収													

別紙 3

水田台帳システム設置予定一覧表

番号	施設名	所在地	電話番号	LGWAN 端末 ライセンス 数	インターネ ット端末 ライセンス 数	地図シス テム
1	新潟市北区農業再生協議会事務局（北区役所内）	新潟市北区東栄町 1 丁目 1 番 14 号	025-387-1365	2	1	1
2	新潟市亀田郷農業再生協議会事務局（江南区役所内）	新潟市江南区泉町 3 丁目 4 番 5 号	025-382-4816	3	0	1
3	新潟市秋葉区農業再生協議会事務局（秋葉区役所内）	新潟市秋葉区程島 2009	0250-25-5340	3	0	1
4	新潟市南区農業再生協議会事務局（南区役所内）	新潟市南区白根 1235 番地	025-372-6515	3	0	1
5	新潟市西区農業再生協議会事務局（西区役所内）	新潟市西区寺尾東 3 丁目 14 番 41 号	025-264-7610	3	0	0
6	西蒲区農業再生協議会事務局（西蒲区役所内）	新潟市西蒲区西中 860 番地	0256-72-8407	3	3	1